

別表第十 (第四条関係)

<p>一 社会福祉法第六十九条の規定による第二種社会福祉事業の開始等の届出の受理</p> <p>二 社会福祉法第七十条の規定による第二種社会福祉事業を営業者からの報告の徴収等</p> <p>三 社会福祉法第七十二条の規定による第二種社会福祉事業の停止命令等</p> <p>備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、その経営する社会福祉事業が第二種社会福祉事業のみである者に係るものに限る、対象市町村が行う第二種社会福祉事業に係るものを除く。</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>対象市町村</p>
---	-------------------------------------

別表第十一 (第四条関係)

<p>知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の二第一項の規定による知的障害者相談員の委託</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>対象市町村</p>
--	-------------------------------------

別表第十二 (第四条関係)

<p>一 知的障害者福祉法 (以下この表において「法」という。) 第十五条の五第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定</p> <p>二 法第十五条の二十の規定による指定居宅支援事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理</p> <p>三 法第十五条の二十一第一項の規定による指定居宅支援事業者等からの報告の徴収等</p> <p>四 法第十五条の二十二第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消し</p> <p>五 法第十五条の二十三の規定による指定居宅支援事業者の指定等の公示</p> <p>六 法第十八条の規定による知的障害者居宅生活支援事業の開始の届出の受理</p> <p>七 法第二十条の規定による知的障害者居宅生活支援事業の届出事項の変更等の届出の受理</p> <p>八 法第二十一条の二第一項の規定による知的障害者居宅生活支援事業を行う者からの報告の徴収等 (対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。)</p> <p>九 法第二十一条の三の規定による知的障害者居宅生活支援事業の停止命令等 (対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。)</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>対象市町村</p>
--	-------------------------------------

別表第十三 (第四条関係)

別表第十四(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)及び同法の施行のための規則に基づく同法第十三条第一項(同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの内容に関する調査</p>	<p>社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する市町村(中核市を除く。)</p>

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号。以下この表において「法」という。)第十七条の規定による障害児福祉手当の支給 二 法第十九条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定 三 法第二十二條第二項の規定による障害児福祉手当の返還金の徴収 四 法第二十四條第一項の規定による不正利得の徴収 五 法第二十六條において準用する法第五條第二項の規定による障害児福祉手当の受給資格の再認定 六 法第二十六條において準用する法第十一條の規定による障害児福祉手当の全部又は一部の不支給 七 法第二十六條において準用する法第十二條の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止め 八 法第三十五條の規定による障害児福祉手当の受給者の所得状況等の届出の受理 九 法第三十六條第一項の規定による障害児福祉手当の受給資格者からの書類の徴収等 十 法第三十六條第二項の規定による重度障害児に対する医師の受診命令等 十一 法第三十七條の規定による官公署等に対する障害児福祉手当の受給資格者等に係る書類の閲覧等の請求</p>	<p>町村(福祉事務所を設置する町村を除く。)</p>

別表第十五(第四条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
<p>一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下この表において「法」という。)第二十六條の二の規定による特別障害者手当の支給 二 法第二十六條の五において準用する法第五條第二項の規定による特別障害者手当の受給資格の再認定</p>	<p>町村(福祉事務所を設置する町村を)</p>

別表第十六(第四条関係)

<p>三 法第二十六条の五において準用する法第十一条の規定による特別障害者手当の全部又は一部の不支給 四 法第二十六条の五において準用する法第十二条の規定による特別障害者手当の支払の一時差止め 五 法第二十六条の五において準用する法第十九条の規定による特別障害者手当の支給資格の認定 六 法第二十六条の五において準用する法第二十二條第二項の規定による特別障害者手当の返還金の徴収 七 法第二十六条の五において準用する法第二十四條第一項の規定による不正利得の徴収 八 法第三十五条の規定による特別障害者手当の受給者の所得状況等の届出の受理 九 法第三十六条第一項の規定による特別障害者手当の受給資格者からの書類の徴収等 十 法第三十六条第二項の規定による特別障害者に対する医師の受診命令等 十一 法第三十七条の規定による官公署等に対する特別障害者手当の受給資格者等に係る書類の閲覧等の請求</p>	<p>除く。</p>
---	------------

別表第十七(第四条関係)

<p>一 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十条第一項の規定による養育医療の給付の決定 二 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)第九条第二項の規定による養育医療券の交付</p>	<p>対象市町村 市町村(保健所を設置する市を除く。)</p>
--	--

別表第十七(第四条関係)

<p>一 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例(平成十四年秋田県条例第十三号。以下この表において「条例」という。)第二十一条の規定による適合証の交付 二 条例第二十一条第三項の規定による生活関連施設が整備基準に適合している旨の公表 三 条例第二十二条の規定による特定生活関連施設の新築等の計画の協議等 四 条例第二十三条の規定による工事完了の届出の受理 五 条例第二十四条の規定による完了検査等 六 条例第二十五条第一項の規定による整備基準への適合状況の調査等 七 条例第二十八条の規定による特定生活関連施設の所有者等からの報告の徴収等 八 条例第三十七条の規定による国等の特定生活関連施設の新築等の通知の受理等 九 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>対象市町村 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四条第一項の建築主事を置く市及び同法第九十七条の二第一項の建築主事を置く市町村</p>
---	---

備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事を置く対象市町村にあっては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築

物に係るものに限る。

別表第十八(第五条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この表において「法」という。)第十四条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理 二 法第十四条の二の規定による老人居宅生活支援事業の種類の変更の届出の受理 三 法第十四条の三の規定による老人居宅生活支援事業の廃止等の届出の受理 四 法第十五条第二項の規定による老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理 五 法第十五条の二第一項の規定による老人デイサービスセンター等の名称等の変更の届出の受理 六 法第十六条第一項の規定による老人デイサービスセンター等の廃止等の届出の受理 七 法第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等からの報告の徴収等(対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。) 八 法第十八条の二の規定による老人居宅生活支援事業の停止命令等(対象市町村が行う当該事業に係るものを除く。) 別表第十九(第五条関係)	市町村 (中核市を除く。) 対象市町村

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 老人福祉法第二十九条第一項及び第二項の規定による有料老人ホームの設置等の届出の受理 二 老人福祉法第二十九条第三項の規定による有料老人ホームの設置者等からの報告の徴収等(対象中核市が設置する有料老人ホームに係るものを除く。) 三 老人福祉法第二十九条第四項の規定による有料老人ホームの設置者等に対する改善命令(対象中核市が設置する有料老人ホームに係るものを除く。) 別表第二十(第五条関係)	中核市 対象市町村

別表第二十(第五条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定 二 介護保険法第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理 三 介護保険法第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等からの報告の徴収等(対象市町村が行う指定居宅サービスに係るものを除く。) 四 介護保険法第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し	市町村 対象市町村

五 介護保険法第七十八条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公示

別表第二十一(第五条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 介護保険法第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 二 介護保険法第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理 三 介護保険法第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等からの報告の徴収等(対象市町村が行う指定居宅介護支援に係るものを除く。) 四 介護保険法第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し 五 介護保険法第八十五条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示	市町村

別表第二十二(第五条関係)

権 限 移 譲 対 象 事 務	対 象 市 町 村
一 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この表において「法」という。)第三十条第一項の規定による供給計画の認定 二 法第三十二条第一項の規定による認定計画の変更の認定 三 法第三十六条第一項の規定による高齢者向け優良住宅の目的外使用の承認 四 法第三十七条の規定による認定事業者からの報告の徴収 五 法第三十八条の規定による認定事業者の地位の承継の承認 六 法第三十九条の規定による認定事業者に対する改善命令 七 法第四十条第一項の規定による供給計画の認定の取消し 八 法第五十八条の規定による終身賃貸事業の認可 九 法第五十九条(法第六十条第二項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による終身賃貸事業の認可等の通知 十 法第六十条第一項の規定による終身賃貸事業の変更の認可 十一 法第六十二条第一項の規定による終身建物賃貸借の解約の申入れの承認 十二 法第六十九条の規定による認可事業者に対する助言等 十三 法第七十条の規定による認可事業者からの報告の徴収 十四 法第七十一条第二項の規定による認可事業者の地位の承継の届出の受理等 十五 法第七十一条第三項の規定による認可事業者の地位の承継の承認 十六 法第七十二条の規定による認可事業者に対する改善命令	市(中核市を除く。)

<p>十七 法第七十三条第一項の規定による終身賃貸事業の認可の取消し</p> <p>十八 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下この表において「令」という。)第十四条第二号の規定による認定</p> <p>十九 令第十五条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の管理の期間の設定</p> <p>二十 令第十六条第二号ロの規定による高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の資格の認定</p> <p>二十一 令第十八条第二項の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の公募の方法の策定</p> <p>二十二 令第二十條の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の入居者の選定の特例の基準の策定等</p> <p>二十三 令第二十五条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸人の基準の策定</p> <p>備考 第八号から第十七号までに掲げる権限移譲対象事務は、対象市が終身賃貸事業者である場合の事務を除く。</p>	<p>対象市町村</p>
--	--------------

別表第二十三(第六条関係)

<p>一 児童福祉法第二十二条の規定による助産の実施</p> <p>二 児童福祉法第二十三条の規定による母子保護の実施</p> <p>三 児童福祉法第五十六条第二項の規定による費用の徴収(同法第五十条第六号の三の費用に係るものに限る。)</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>対象市町村</p> <p>町村(福祉事務所を設置する町村を除く。)</p>
--	---

別表第二十四(第六条関係)

<p>一 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号。以下この表において「法」という。)第四条第一項の規定による児童扶養手当の支給</p> <p>二 法第六条の規定による児童扶養手当の受給資格等の認定</p> <p>三 法第十二条第二項の規定による児童扶養手当の返還金の徴収</p> <p>四 法第十四条の規定による児童扶養手当の全部又は一部の不支給</p> <p>五 法第十五条の規定による児童扶養手当の支払の一時差止め</p> <p>六 法第二十三条第一項の規定による不正利得の徴収</p> <p>七 法第二十八条の規定による児童扶養手当の受給者の現況等の届出の受理</p> <p>八 法第二十八条の二の規定による相談等</p> <p>九 法第二十九条第一項の規定による児童扶養手当の受給資格者からの書類の徴収等</p> <p>十 法第二十九条第二項の規定による児童扶養手当の受給資格者に対する医師の受診命令</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p> <p>対象市町村</p> <p>町村(福祉事務所を設置する町村を除く。)</p>
--	---

別表第二十五 (第六条関係)

<p>十一 法第三十条の規定による官公署等に対する児童扶養手当の受給資格者等に係る書類の閲覧等の請求</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>
<p>一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下この表において「法」という。)第五条の規定による特別児童扶養手当の受給資格の認定</p> <p>二 法第三十五条の規定による特別児童扶養手当の受給者の所得状況等の届出の受理</p> <p>三 法第三十六条第一項の規定による特別児童扶養手当の受給資格者からの書類の徴収等</p> <p>四 法第三十六条第二項の規定による障害児に対する医師の受診命令等</p> <p>五 法第三十七条の規定による官公署等に対する特別児童扶養手当の受給資格者等に係る書類の閲覧等の請求</p>	<p>市町村</p> <p>対象市町村</p>

別表第二十六 (第六条関係)

<p>母子保健法第十八条の規定による低体重児の届出の受理</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>
<p>市町村(保健所を設置する市を除く。)</p>	<p>対象市町村</p>

別表第二十七 (第六条関係)

<p>母子保健法第十九条第一項の規定による未熟児の保護者に対する訪問指導</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>
<p>市町村(保健所を設置する市を除く。)</p>	<p>対象市町村</p>

別表第二十八 (第六条関係)

<p>一 児童福祉法(以下この表において「法」という。)第三十五条第四項の規定による保育所の設置の認可</p> <p>二 法第三十五条第七項の規定による保育所の廃止等の承認</p>	<p>権 限 移 譲 対 象 事 務</p>
<p>市町村(中核市を除く。)</p>	<p>対象市町村</p>

<p>三 法第四十六条第一項の規定による保育所の設置者等からの報告の徴収等 四 法第四十六条第三項の規定による保育所の設置者に対する改善命令等 五 法第四十六条第四項の規定による保育所の設置者に対する事業の停止命令 六 法第五十八条の規定による保育所の設置の認可の取消し 七 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第三十七条第五項及び第六項の規定による保育所の名称等の変更の届出の受理</p>	<p>対象市町村</p>
--	--------------

別表第二十九(第六条関係)

<p>一 社会福祉法(以下この表において「法」という。)第三十一条第一項の規定による社会福祉法人(その経営する社会福祉事業が保育所を 経営する事業のみである者に限る。以下この表において同じ。)の設立の認可 二 法第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款の変更の認可及び同条第三項の規定による定款の変更の届出の受理 三 法第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可等及び同条第三項の規定による解散の届出の受理 四 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可 五 法第五十五条において準用する民法第七十七条第二項の規定による解散した社会福祉法人の清算人の氏名等の届出の受理及び同法第八十 三条の規定による清算の結了の届出の受理 六 法第五十六条第一項の規定による社会福祉法人からの報告の徴収等 七 法第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する措置命令 八 法第五十六条第三項の規定による社会福祉法人に対する業務の停止命令等及び同条第五項の規定による弁明の機会の付与等 九 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人に対する解散命令 十 法第五十七条の規定による社会福祉法人に対する公益事業等の停止命令 十一 法第五十九条の規定による社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理</p>	<p>市町村(中核市を 除く。)</p>
--	---

別表第三十(第六条関係)

<p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第一項の規定による私立の幼稚園の設置廃止等の認可 二 学校教育法第十条の規定による私立の幼稚園の校長の届出の受理 三 学校教育法第十三条の規定による私立の幼稚園の閉鎖命令 四 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十七条の二第一項の規定による私立の幼稚園の目的の変更等の届出の受理 五 学校教育法施行令第三十一条の規定による廃止された私立の幼稚園の書類の保存</p>	<p>対象市町村</p>
--	--------------